

2 災害公営住宅の整備等プロジェクト

1 災害公営住宅の整備等に向けた全体方針

- 東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して、安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅の整備に向けて取り組みます。
- 一時提供住宅入居者に対する住宅再建に向けた助言等の支援に取り組みます。

【イメージ図】

一時提供住宅

- (平成 24 年 12 月 7 日現在)
- ・雇用促進住宅：632 世帯
 - ・教職員住宅：5 世帯
 - ・民間借上げアパート：2,201 世帯
 - ・仮設住宅：185 世帯
- 合計 3,023 世帯



災害公営住宅(1,500戸建設予定)

集合住宅型
1,350戸程度



戸建型
150戸程度



住宅再建の支援

住宅再建に
向けた
助言等の支援



生活再建セミナー開催の様様
(平成 24 年 8 月 25 日 会場：小名浜)

(1) 住宅再建に向けた支援

被災し、一時提供住宅に入居している市民自らが住まいの確保ができるようファイナンシャルプランナーによる相談会の実施などの支援を行います。

① 実施内容

- 専門家によるセミナー (隔月・1箇所)
- 個別相談会 (隔月・2箇所)
- 戸別訪問相談 (月1回程度)

② 専門家

ファイナンシャルプランナー、建築士等

(2) 災害公営住宅の整備

① 整備場所

- ・津波被災地区：地域コミュニティの回復等を考慮し、被災地に近接した場所
- ・内陸部：病院や学校に近い場所等、利便性を考慮した場所

② 整備戸数・整備地区

1,500戸を基本とする。

※平成24年7月に実施したアンケートに基づき、7地区（久之浜、四倉、平、小名浜、勿来、常磐、内郷地区）に、1,500戸を基本に災害公営住宅を整備する。なお、最終的な整備戸数については、今後再度実施するアンケート調査の結果を踏まえ確定することとし、不足が生じた場合には追加整備を行う。

③ 住宅の種類

被災者の安定した生活を一日でも早く確保するためには、まとまった数の災害公営住宅を早急に整備する必要があることから、集合住宅を基本として整備する。なお、戸建て住宅については、維持管理費が割高となるなどの課題があることから、地区間の格差が発生しないよう考慮し、全体整備戸数の1割程度を整備する。

④ 入居者募集方法

早い地区では、平成25年度末からの入居を予定しているが、それぞれの地区の整備工程にあわせ、スムーズな入居ができるよう入居者募集を行う。入居者募集方法については、他市の事例などを踏まえ、今後検討する。

入居者募集の周知方法については、ホームページや広報誌を通して周知するほか、被災世帯へ直接案内文書を送付するなどの手法についても検討するとともに、入居者選定方法については、他市の事例などを踏まえ、今後検討する。

⑤ 一時提供住宅制度の延長要望

国及び県に対しては、災害公営住宅の整備が概ね完了する時期まで一時提供住宅制度を延長するよう要望する。

⑥ 家賃低廉化支援

被災者が災害公営住宅に入居する場合、入居者の家賃負担を軽減するため、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業を実施する。

⑦ 各地区の整備予定戸数

地区名等		整備予定 戸数	うち 戸建住宅	入居開始予定 (目 標)	備 考
久之浜地区 (140 戸)	久之浜町久之浜	100 戸	18 戸	平成 26 年度当初	
	【選定中】	40 戸		平成 26 年度以降	
四倉地区 (150 戸)	四倉町 上仁井田	150 戸	20 戸	平成 26 年度当初	
平地区 (420 戸)	豊間	190 戸	42 戸	平成 25 年度末	沼ノ内については、用地の問題により、戸建て住宅の整備が困難であることから、豊間、薄磯で整備する
	薄磯	100 戸		平成 25 年度末	
	沼ノ内	40 戸	0 戸	平成 25 年度末	
	作町	40 戸	0 戸	平成 26 年度中	
	【選定中】	50 戸	0 戸	平成 26 年度以降	
小名浜地区 (190 戸)	永崎	190 戸	24 戸	平成 26 年度中	
勿来地区 (230 戸)	岩間町	50 戸	30 戸	平成 26 年度中	
	錦町	70 戸		平成 26 年度中	
	勿来町関田	80 戸		平成 26 年度中	
	【選定中】	30 戸		平成 26 年度以降	
常磐地区 (120 戸)	関船団地	32 戸	16 戸	平成 25 年度末	
	【選定中】	88 戸		平成 26 年度以降	
内郷地区 (250 戸)	雇用促進住宅	250 戸	0 戸	平成 27 年度中	
合 計		1,500 戸	150 戸		

(3) 応急仮設住宅等の共同利用施設維持管理費等への補助

応急仮設住宅等の入居者の自立支援を促進するため、応急仮設住宅等に居住する市民が利用する共同利用施設の維持管理等を行う自治会に対して、補助金を交付する。

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・ 災害公営住宅整備事業	復興交付金
	・ 災害公営住宅家賃低廉化事業	復興交付金
	・ 東日本大震災特別家賃低減事業	復興交付金
県	・ 恒久的な住宅対策の実施	県復興計画
市	・ 一時提供住宅入居者への生活再建のための支援	柱 1
	・ 応急仮設住宅等共同利用施設維持管理等事業費補助事業	柱 1
	・ 災害公営住宅の整備	柱 1

常磐関船団地

平成 24 年 10 月 29 日着工
(起工式の模様)



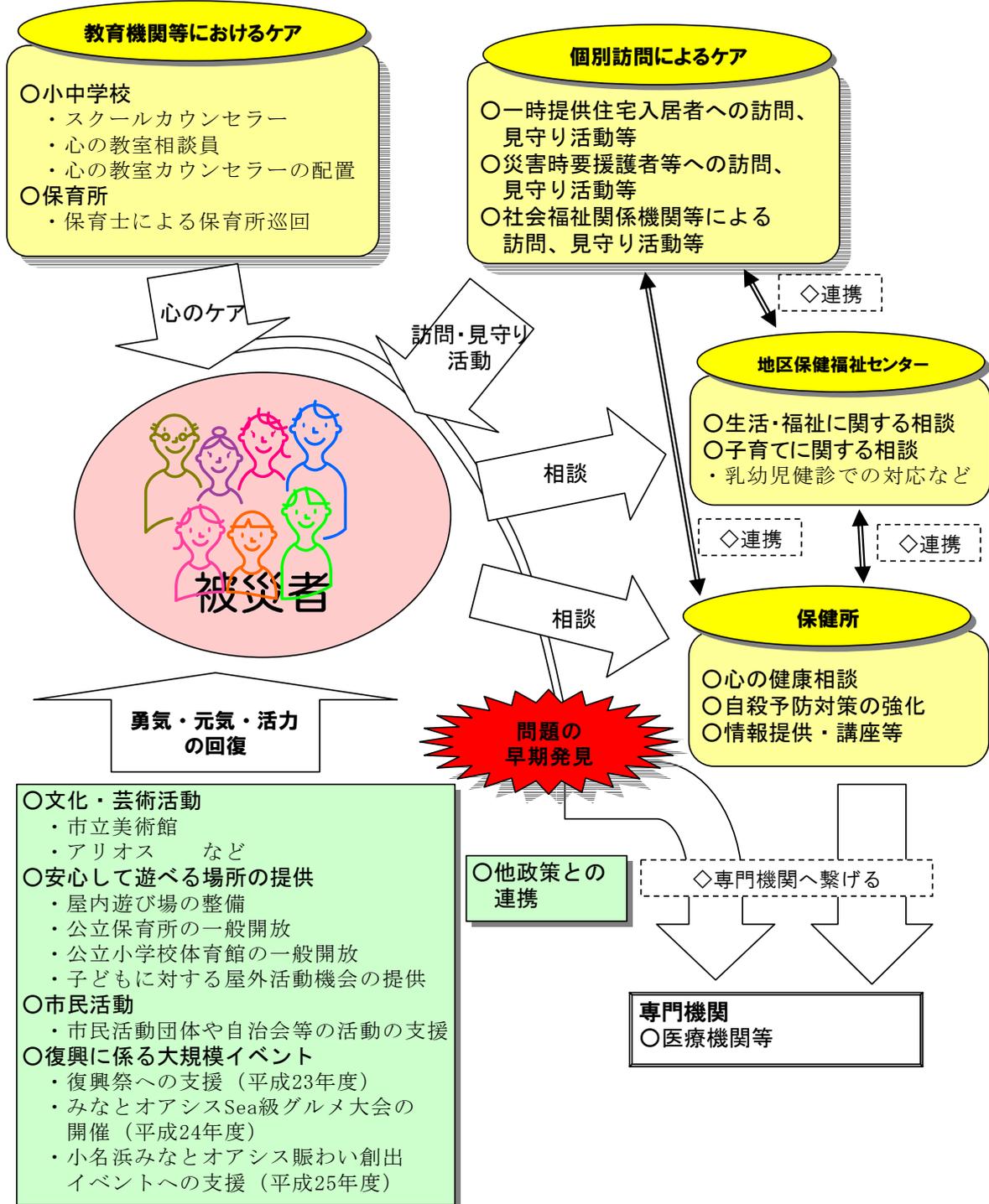
【災害公営住宅イメージ】



3 心のケアプロジェクト

1 心のケアに向けた全体方針

- 震災に伴う心の傷を負った被災者の早期発見、対応を図ります。
- 専門機関と連携し、被災者の状況に応じた支援体制を整えます。
- 勇気、元気、活力の回復に繋がる取組みを実施し、心の傷を癒します。
- 関係団体と連携を図るとともに、役割分担しながら適切に対応します。



2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・被災者の心のケア支援事業	H23 第3次補正
県	・スクールカウンセラー等の派遣	県復興計画
	・被災者の心のケア	県復興計画
	・子どもの心のケア事業	県復興計画
市	・一時提供住宅入居者の訪問活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居高齢者の見守り活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居障がい者への訪問活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムの構築	柱1
	・スクールカウンセラー等による心のケア	柱2
	・被災乳幼児と家族の心のケア	柱2
	・保育所児童の心のケア	柱2
	・津波被災地域の高齢者に対する交流と健康づくりの場の提供	柱2
	・自殺対策の強化	柱2
	・安心して遊べる場所の提供	柱2
	・体力向上に向けた取り組みの推進	柱2
	・子どもに対する屋外活動機会の提供	柱2
	・市民活動に対する活動費の助成	柱2
	・いわき市立美術館における文化・芸術活動の実施	柱2
	・いわき芸術文化交流館（アリオス）における芸術・文化活動の実施	柱2
・復興に係る大規模イベントへの支援等	柱4	

4 原子力災害対策プロジェクト

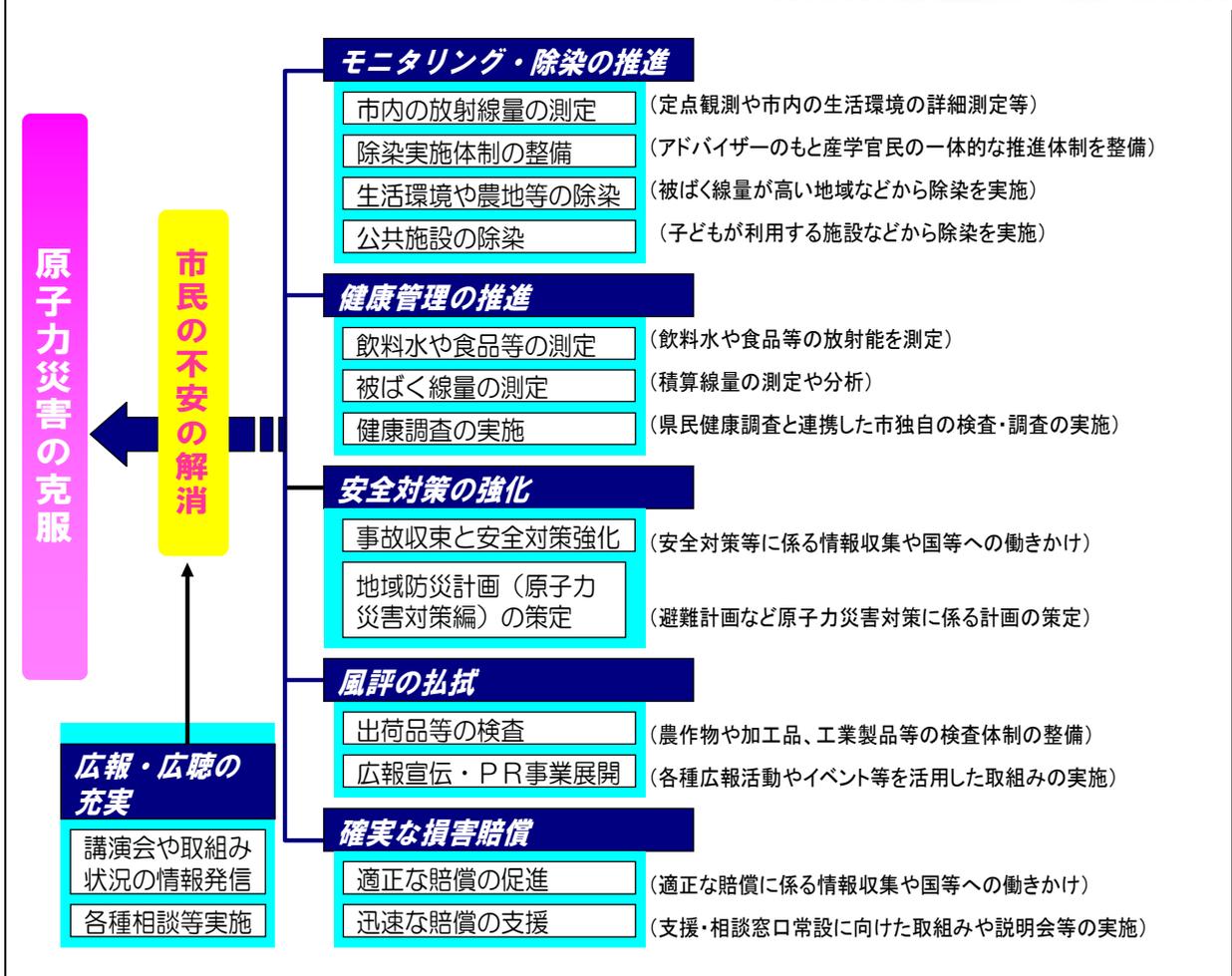
1 原子力災害対策に向けた全体方針

- 放射能に対する市民の不安を解消するため、モニタリングの充実・強化を図り、放射線量を低減させる除染を推進するとともに、市民の健康管理の取組みを推進します。
- また、一刻も早い原発事故の収束や、確実な安全対策に向けた取組みを強化し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を目指します。
- 風評を払拭するため、市独自の農作物・商品等の検査体制を整備・強化するとともに、様々な事業・機会を活用して広報・PR事業を展開し、情報発信を実施します。
- 原発事故発生以来、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や営業損害などは計り知れないものがあることから、適正で迅速な損害賠償の実施に向けた取組みを展開します。

詳細モニタリングと除染



<原子力災害対策の全体像>



○参考「除染方法（例）」

（「市町村による除染実施ガイドライン」（平成23年8月26日原子力災害対策本部決定）より）

除染対象		除染方法(例)
生活圏	家屋・庭	庭木の剪定、軒下などの除草、雨樋の清掃、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去
	道路	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝の清掃
	学校・保育所・公園等	校庭の表土除去、側溝清掃
	生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
森林(生活圏)		常緑針葉樹：3～4年にわたって継続的な落ち葉除去 林縁部周辺について枝葉除去 落葉広葉樹：林縁から20m程度を目安に落ち葉除去
農地		耕起されていない所：表土削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕 耕起されている所：反転耕、深耕

○参考「除染に係るスケジュール」

市除染実施計画策定時(平成23年12月)においては次のようなスケジュールを想定し、計画に沿って除染に取り組んで参りましたが、今後も、市内全域のきめ細やかなモニタリングの状況によって、スケジュールは随時見直すこととします。

主な取組み		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
市内全域モニタリング	放射線量測定	全行政区				
	優先順位等		整理	検証	検証	検証
優先地区の除染(5mSv/年以上、30キロ圏内を含む地区)			除染の実施			
				検証・必要に応じて追加除染		
子どもの生活空間の除染(保育施設や教育施設、公園等)		汚染マップ作成				
		除染の実施				
				検証・必要に応じて追加除染		
面的除染(市内全域モニタリングの結果踏まえた地区や施設の優先順位に応じて実施)		汚染マップ作成				
		除染の実施				
					検証・必要に応じて追加除染	
(局所的除染)		(随時実施)				

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・広域的な放射線量のモニタリング（モニタリングポスト・航空モニタリング等）	モニタリング・除染
	・除染の枠組み整備（財政負担や廃棄物処理の手法整理等）	モニタリング・除染
	・原子力災害対策の見直し（原子力災害対策指針など）	安全対策強化
	・原子力損害賠償に係る最終的な指針の策定	損害賠償
	・原子力損害賠償紛争解決センターの設置	損害賠償
県	・県内の放射線量のモニタリング（公共用水域、公共施設等）	モニタリング・除染
	・原子力災害に対する安全対策の強化	安全対策強化
	・市町村への放射能検査装置の貸与	健康管理推進
	・県民を対象とした県民健康調査の実施	健康管理推進
	・農作物や工業製品の放射能検査	風評払拭
	・損害賠償に係る関係団体・市町村の連絡調整協議会の運営	損害賠償
	・損害賠償に係る弁護士相談会の実施	損害賠償
市	・安定ヨウ素剤の配布	柱1
	・内部被ばく検査の実施	柱1
	・放射線スクリーニング検査の実施	柱1
	・妊婦、乳幼児等に対する積算線量計の貸与	柱1
	・原子力災害に関する損害賠償の円滑化	柱1
	・空間線量モニタリングの実施	柱1
	・市放射線量低減アドバイザー等の設置	柱1
	・原子力災害に対する安全対策の強化	柱2
	・放射線教育の充実	柱2
	・除染の実施	柱2
	・本市農林水産物の風評被害の払拭	柱4
	・観光分野における風評被害対策	柱4
	・農産物のモニタリング検査機器の配備	柱4
	・工業製品の残留放射線の測定	柱4
	・加工食品・自家消費作物等のモニタリングの支援	柱4
・原子力災害に係る適正な賠償の請求	柱5	

5 小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生プロジェクト

1 いわきの復興のシンボルとしての小名浜港周辺地域の整備に向けた全体方針

- 物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、さらには、本市の復興のシンボルとして、アクアマリンパークや漁港区、さらには既存市街地をはじめとした周辺地域の一体的な整備・再生に向けて積極的に取り組みます。
- いわきのシンボルとして復興を成し遂げるには、オールいわき体制で取り組むことが不可欠であることから、国・県・民間事業者等と市が緊密に連携し、一体的に取り組めます。

2 小名浜港が持つ強み

<p>○産業・物流拠点 国際バルク戦略港湾 選定 (H23年5月)</p>	<p>○観光拠点 年間250万人を超える 交流人口(震災前)</p>	<p>○漁業拠点 親潮と黒潮が交わる潮目に 隣接 古くからの良港</p>
---	--	--

3 小名浜港周辺地域の復興に求められるもの

(1) 交流拠点機能の再生・拡大

- ・ 既存集客施設の復旧・復興と新たな観光・交流拠点の形成が必要。
⇒ 都市センターゾーンの整備により“小名浜の回遊・交流の潮目”を創出。

(2) 東北地方・市内沿岸域の拠点性の向上

- ・ 震災発生直後から、小名浜港の耐震バースを活用した物資輸送が可能。
- ・ 東北地方の物流、海岸道路によって結ばれた本市沿岸域の交流の拠点性が必要。
⇒ 東北地方及び市内沿岸域の物流・交流の求心性、拠点性をさらに高める。

(3) 新たな海洋文化の形成・発信

- ・ 水産業を中心とした海洋文化の再生が必要。
⇒ 風評被害を払拭する水産業の再建と技術開発等による産業形態の構築。

(4) エネルギー転換への対応

- ・ 本市は昭和30年代に石炭から石油へのエネルギー転換による産業再編を経験。
- ・ 本市沖に導入予定の洋上風力発電等の再生可能エネルギーの拠点が必要。
⇒ 再生可能エネルギーへの転換に適切に対応。

4 小名浜港周辺地域の復興の方向性

- いわきの地域力を集積・発信する“交流・回遊の潮目”の創出
- 自然(海洋)と都市の持続可能な共生モデルエリアの創出

都市センターゾーン

シンボルゲートゾーン

■交通結節点

- 市内外からの交通アクセス拠点の形成
- 市内観光地との連携による公共交通網の整備
- 周辺市街地回遊の発終点

アクティビティゾーン

■コンセプトを持った賑わい交流拠点

- 新たな賑わい拠点
- 災害時の防災機能の確保
- 市民・来訪者の交流拠点
- アクアマリンパークからの避難経路の確保

複合交流ゾーン

■港湾関係官庁の集約化

- 国、県庁舎に防災機能を付加

土地区画整理事業

■アメニティロード整備

- 既存道路を活用し、避難路を兼ねた市街地への回遊ルートを形成

津波復興拠点整備事業

「海岸道路」の整備による広域ネットワークの形成

「海岸道路」の整備による広域ネットワークの形成

交流エリア

■イベントスペース

- さんかく倉庫・屋外スペースでのイベント開催等による賑わい創出

■電気自動車等

- 域内の移動の確保

■魚市場の再生

- 市場等の整備に対する支援
- 従来の漁港機能に、新たな付加価値を形成(せりの観光化等)

いわき物産PR・販売エリア

■第6次産業の拠点形成

- 農林水産物の生産・加工・販売を一括した物産品の販売を行うことにより、本市の第一次産業の再生を図る。
- いわきブランドのPR・販売促進

■東港整備

- 産業活性化のため、東港整備の推進を図る
- 本市の新たなランドマークとして利活用を検討



臨港道路(橋梁)

海洋科学・環境教育エリア

■環境教育の推進

- 幅広い分野の環境教育を担う環境水族館「アクアマリンふくしま」

海上産業エリア

■洋上風力発電

- 原子力・化石燃料からのエネルギー転換

■海洋観光・レジャー

- 観光資源の拡大



浮体式洋上風力発電

5 概ねの整備スケジュール

区分	施設等	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
産業・物流拠点	港湾施設	応急復旧	主要な小名浜港岸壁の概ねの復旧	全港湾施設の概ねの復旧				
	H23.5 国際バルク戦略港湾選定 東港地区国際物流ターミナル	岸壁(-20m)、臨港道路、泊地(-20m)、護岸(防波)、防波堤、埠頭用地、荷役機械 (H24年7月 港湾計画一部変更)				一部供用開始予定		
観光交流拠点	都市センターゾーン	土地区画整理事業	調査・事業計画作成	事業認可	測量・設計	仮換地指定	公共施設整備(区画道路等)、整地	まち開き
		津波復興拠点整備事業		都市計画決定	事業認可	設計・津波防災施設(例:歩行者デッキ、築山)等整備		
	土地利用	開発事業計画策定パートナー公募・選定	開発事業計画の策定	開発移事業者へ	民間施設設計	民間施設建設		
	アクアマリンパーク	<ul style="list-style-type: none"> □ アクアマリンふくしま (H23.7.15 営業再開) □ いわき・ら・ら・ミュウ (H23.11.25 営業再開) ※東北有数の屋内型遊び場「わんぱくひろば みゆうみゆう」新設 □ 小名浜さんかく倉庫 (H23.12.16 営業再開) 						
漁業拠点	漁港施設	漁港区の復旧						
	小名浜魚市場		新・小名浜魚市場、凍結品荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設					

6 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・小名浜港東港地区国際物流ターミナルの整備	
県	・小名浜港の復旧（港湾施設・漁港区）	小名浜港 復旧・復興方針
	・アクアマリンパークの復旧	小名浜港 復旧・復興方針
	・小名浜港東港地区国際物流ターミナルの整備	県復興計画
	・小名浜港の背後地における港と市街地が一体となったまちづくり（アクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出）	県復興計画
	・小名浜港と常磐自動車道を連携する小名浜道路の事業化	県復興計画
	・（都）平磐城線の整備（花畑工区・小名浜工区）	
市	・メモリアル公園の整備	柱2
	・小名浜港周辺地域の復興 □小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業 □津波復興拠点整備事業	柱4
	・復興に係る大規模イベントへの支援等 □小名浜みなとオアシス賑わい創出イベントへの支援等 □太平洋諸国舞踏祭等への支援 □いわき花火大会への支援	柱4
	・復興に向けた観光PRや情報発信	柱4
	・いわきサンシャインマラソンへの助成	柱4
	・回遊性魚種に対する水揚奨励金	柱4
	・漁業協同組合が行う販路拡大等の取組みに対する補助	柱4
	・小名浜魚市場の再編整備への支援	柱4
	・漁港機能への新たな付加価値の形成（せりの観光化等）	
	・区域内の移動手段としての電気自動車の配置	
	・都市景観形成の推進	
	・避難道路の整備	
	・小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議の運営	
	・小名浜港利用促進協議会の運営	